

仕 様 書 (案)

1 件名

「しんじゅく逸品」紹介冊子等企画制作委託

2 事業の目的

多くの人々が暮らし、様々な人が訪れ行き交う新宿の中で、地元で愛される商品やこの地で受け継がれてきた商品、また、新たな価値及び魅力を創造する商品などを「しんじゅく逸品」に登録し広く発信することで、多様な商品に出会えるまち「新宿」をブランド化し、新宿区（以下「区」という。）への誘客及び区内回遊を促進させ、中小企業等の売上拡大やビジネスチャンスを創出することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から 2020 年 2 月 14 日まで

4 履行場所

新宿区指定の場所

5 基本事項

(1) 「しんじゅく逸品」紹介冊子の印刷

ア 仕様及び発行部数

A5 全ページカラー 40 ページ程度 25,000 部

なお、しんじゅく逸品登録商品の件数は、40 件程度を予定している。

イ 誌面構成

「しんじゅく逸品」紹介冊子の誌面構成は以下のとおりとする。

項目	内容
表紙	
目次	
導入ページ	「しんじゅく逸品」商品登録制度や紹介冊子の趣旨を紹介する。
「しんじゅく逸品」登録商品紹介ページ	商品の名称とその紹介文、紹介写真、商品を販売している企業名又は屋号とその所在地及び問合せ先（電話、ファックス番号及び二次元コード）を掲載する。
観光情報と合わせた商品情報発信ページ	区内の名所等の観光情報と「しんじゅく逸品」登録商品を一体的に紹介する。

ウ 言語 日本語。一部内容（商品紹介想定）については英語併記

エ 発行時期 2020年2月

オ 納品場所 新宿区文化観光産業部産業振興課

※ 納品時にPDFデータの納品も行うこと。

(2) 「しんじゅく逸品」店舗周知用フラッグ及びラミネートチラシの作成

ア 店舗周知用フラッグ（80mm×200mm程度、のぼり立て台吸盤タイプ） 40個

イ ラミネートチラシ（A4サイズ） 40枚

※ 店舗周知用フラッグ及びラミネートチラシには、別紙「しんじゅく逸品」ロゴマークを掲載し、「しんじゅく逸品」紹介冊子のデザインと雰囲気を合わせること。

エ 配布時期 2020年2月

オ 納品場所 新宿区文化観光産業部産業振興課

6 企画提案に必要な要素

(1) 冊子の装丁、表紙、誌面デザイン及び用紙の種類、並びに周知用フラッグ及びラミネートチラシのデザインについては、別紙「しんじゅく逸品」ロゴマークを適宜掲載し、今後、継続的に新宿の魅力として発信する「しんじゅく逸品」の価値を際立たせるものであること。

(2) 新宿区への誘客や区内回遊を促進させるような仕掛けがなされていること。

（例：「しんじゅく逸品」登録商品や観光名所を散歩コースと一体的に紹介する等）

(3) 誰もが手に取って読んでみたくなるような仕掛けがなされていること。

ア 効果的な冊子タイトルやキャッチフレーズの設定

イ コンセプトが一目でわかるデザイン

ウ 年齢にかかわらず、より多くの人に楽しんでもらえる内容

エ 読者が冊子内の情報を見つけやすくなる工夫

オ その他の独自提案事項（任意）

7 委託業務内容

(1) 「しんじゅく逸品」紹介冊子の企画制作

①企画・構成・原稿作成

ア 表紙については、受託者が構成案を作成し、区と受託者で協議後、原稿作成は受託者が行うものとする。

イ 事業や冊子の趣旨を紹介する導入ページについては、受託者が構成案を作成し、区と受託者の協議後、原稿作成は区が行うものとする。

ウ 「しんじゅく逸品」登録商品紹介ページについては、「しんじゅく逸品」登録商品の申請者から提供された掲載情報を基本に、受託者において英語併記を加えた構成案を作成するものとする。

- エ 観光情報と合わせた商品情報発信ページについては、区と受託者で協議後、構成案及び原稿作成は受託者が行うものとする。
- オ 発行時期を踏まえた上で、適切なスケジュール管理を行うものとする。
- カ その他の独自提案（任意）

②取材・撮影

- ア 「しんじゅく逸品」登録商品紹介ページについて、受託者から提出された商品紹介写真の差替え用等として、20商品程度の紹介写真撮影を見込むものとする。撮影については、観光情報と合わせた商品情報発信ページの取材時のほか、令和元年11月29日・30日開催の「しんじゅく逸品マルシェ」会場等、受託者と調整のうえ適宜撮影するものとする。
- イ 受託者において原稿作成を行う表紙及び観光情報と合わせた商品情報発信ページについて、区と受託者の協議に基づいて、取材・撮影を行うものとする。
- ウ 区の指示により取材先企業等に対して事前連絡を行い、日程調整のうえ取材を行うこと。
- エ 記事作成に関しての著作権処理は、受託者の責任で行うものとする。

③編集・発行

- ア 校正は3回程度行い、校正紙またはPDFデータでの出校とする。最終校正は本紙校正とする。また、必要に応じて両者協議のもと適宜校正を行うものとする。
- イ 受託者は最終校正として、本紙校正2部提出すること。区からの校正返却は校正紙への朱入れを原則とする。

(2)「しんじゅく逸品」店舗周知用フラッグ及びラミネートチラシの作成

5の基本事項(2)のとおり適切に作成すること。なお、作成に当たっては事前に構成案を区に提示し、区との協議後、受託者が作成するものとする。

7 著作権の取扱い

本委託で作成したすべての印刷物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）は、区に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

第三者から著作権、特許権、その他の知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

8 支払方法

納品検査後、請求書の提出を受け支払う。

9 特記事項

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業の履行に当たって個人情報を取り扱うときは、新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例第5号）等に基づき、その取扱いには十分注意し、漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人情報の保護に最大限の配慮をもって行うこと。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業の履行に当たっては、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己のために利用してはならない。本事業終了後も、同様とする。

(4) 受託者が事業の実施にあたり前記各号の規定に反した場合には、区は、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

(5) 契約締結後、区と協議の上、本事業の実施に係る計画書（実施内容、実施体制、スケジュール等）、その他必要な関係書類を提出すること。

(6) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

(7) 契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

(8) 委託契約締結後に不正行為が明らかになったときは、契約を解除する。

(9) 本仕様書に定めのない事項や、疑義の生じた事項については、双方協議の上、決定するものとする。